

横浜市住宅政策審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市住宅政策審議会条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、横浜市住宅政策審議会の運営について必要な事項を定める。

(会議招集の通知)

第2条 会長は、会議の開会の前7日までに、会議の日時、場所及び審議事項を委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りではない。

(会議録)

第3条 会長は会議の日時及び場所、出席者の氏名、会議の概要その他必要な事項を記載した会議録を作成しなければならない。

2 審議会の会議録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

(会議の傍聴)

第4条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、傍聴券（第1号様式）の交付を受けなければならない。なお、報道機関については、傍聴定員の外とする。

2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(会議資料の配布)

第5条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配布するものとする。この場合において、配布する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第6条 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。

ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

2 危険物を持っている者、酒気を帯びている者、その他会長が会議の運営に支障をきたすと認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第7条 傍聴者が、会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、会長は、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、当該傍聴者がこれに従わないときは、会長は、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第8条 情報公開条例第31条ただし書きの規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により会議の非公開を決定するときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(専門部会の設置)

第9条 条例第7条第1項の規定に基づく専門部会は、会長が審議会に諮って設置する。

(専門部会の運営)

第10条 専門部会の審議事項は、会長が審議会に諮って定める。

2 専門部会に、副部会長を置き、副部会長は、専門部会の委員の互選によって定める。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第11条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 専門部会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 削除

4 部会長は、専門部会の議事について、審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第12条 会長は、条例第8条第1項に基づき、関係者から意見若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めようとするときは、あらかじめ当該関係者にその旨を通知する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、審議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年12月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年7月5日から施行する。

第1号様式（第4条第1項）

第 号
傍 聴 券
横浜市住宅政策審議会

傍聴される方へ

- 1 傍聴席では次の事項をお守りください。
 - (1) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
ただし、会長が許可した場合を除きます。
 - (2) 危物を持っている方、酒気を帯びている方、その他会長が会議の運営に支障をきたすと認める方は、会場に立ち入ることはできません。
 - (3) 会場において、会議の進行を妨害する等、会議運営に支障となる行為を行ったときは退去していただく場合がありますので、会議の運営にご協力ください。
 - (4) 会長が会議の非公開を宣告したときは、その指示に従い、会場から退去してください。
 - (5) その他、会議中は、会長の指示に従ってください。